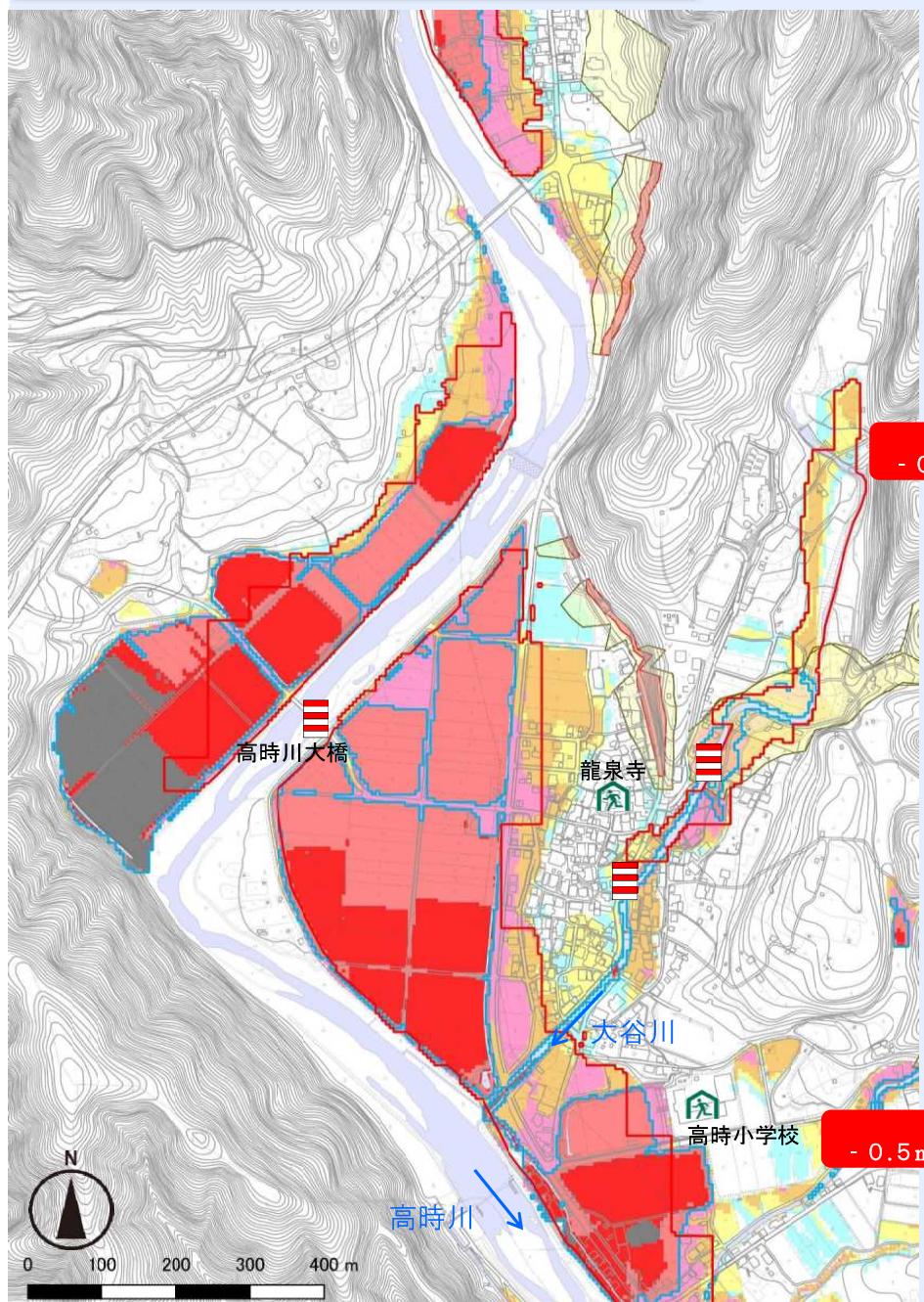


古橋地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版

①そなえる対策(避難計画)

■災害リスクと避難のタイミング



【避難のタイミング】

- ① 高齢者等避難が発令された時 【警戒レベル3】
- ② 大雨・洪水警報が発表された時 【警戒レベル3相当】
- ③ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時 【警戒レベル3相当】
- ④ 川合観測所の水位が2.8mに達した時 【警戒レベル3相当】
- ⑤ 避難指示が発令されたとき 【警戒レベル4】
- ⑥ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「紫色」になった時 【警戒レベル4相当】
- ⑦ 土砂災害警戒情報が発表された時 【警戒レベル4相当】
- ⑧ 川合観測所の水位が3.1mに達したとき 【警戒レベル4相当】
- ⑨ 大谷川護岸の簡易量水標の水位が-0.5mに達した時 【警戒レベル4相当】



- 大型台風など事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難場所「高時小学校または龍泉寺」に行くことが第一。
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 「水平避難優先ゾーン」の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！

凡例

- 【地先の安全度マップ】 ~1/200 最大浸水深~
- ~50cm未満
- 50cm以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 4.0m未満
- 4.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上

- 【土砂災害警戒区域等】
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

凡例

- 【水平避難優先ゾーン】
- 家屋流失範囲
- 3m以上の浸水想定区域

【避難所】

- 高時小学校
- 龍泉寺

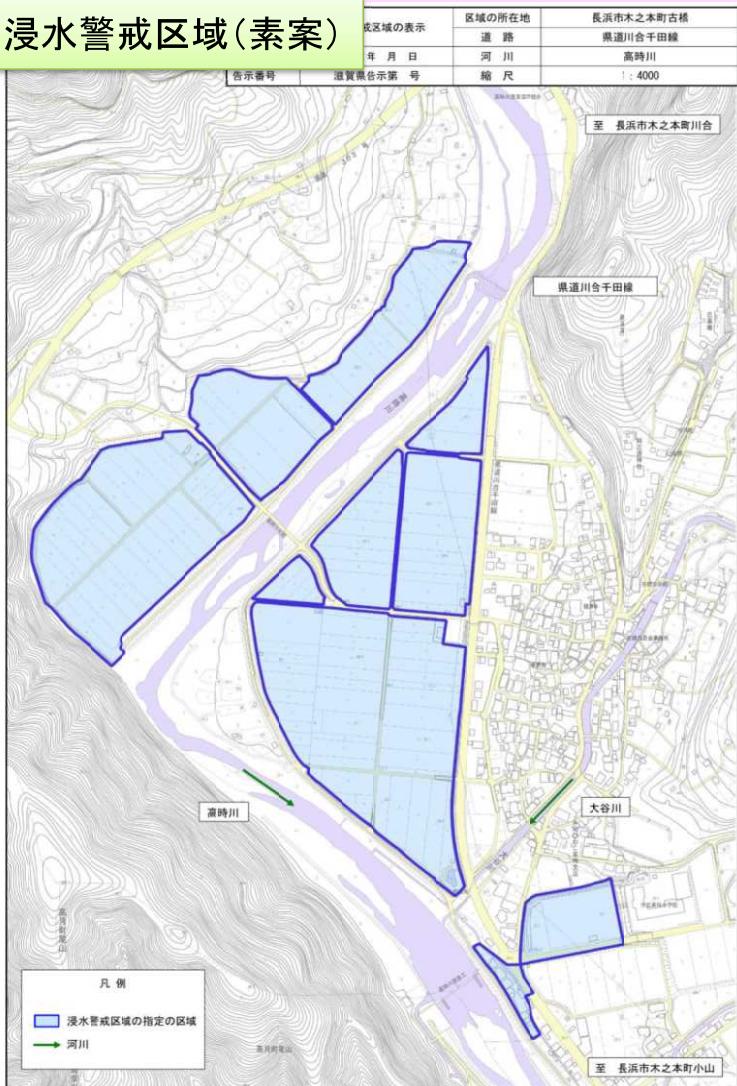
【簡易量水標】

- 簡易量水標の設置位置

■浸水警戒区域制度

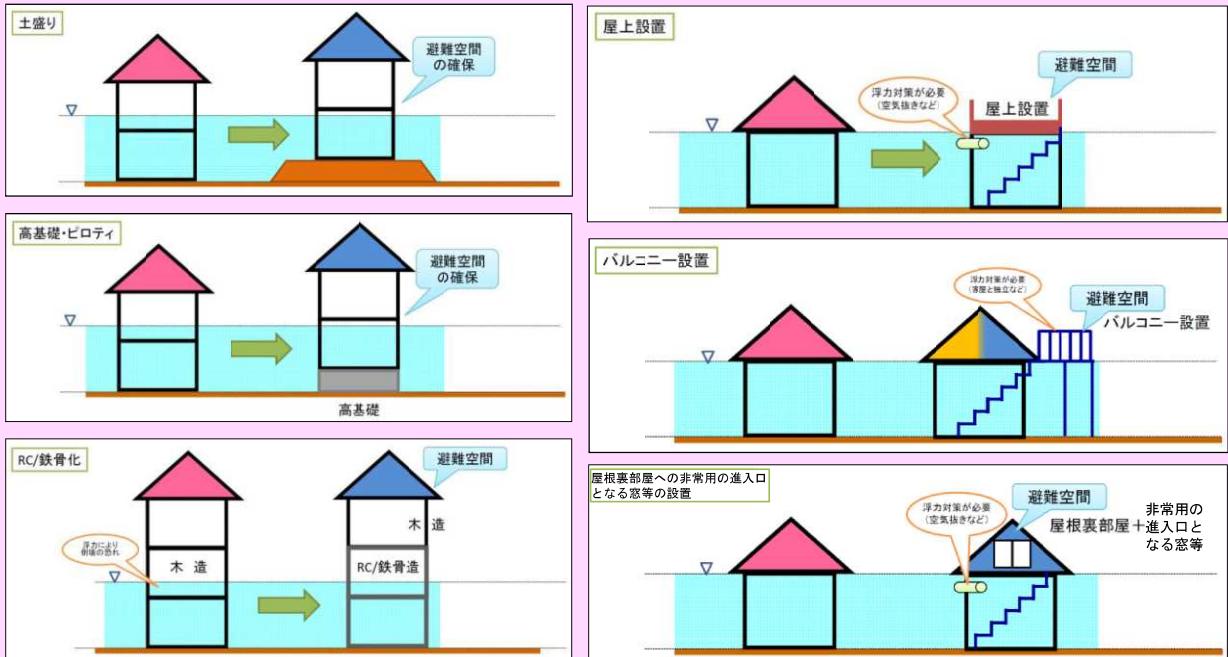
- ◆滋賀県では「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆指定された区域内で住居や社会福祉施設等の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

■浸水警戒区域(素案)



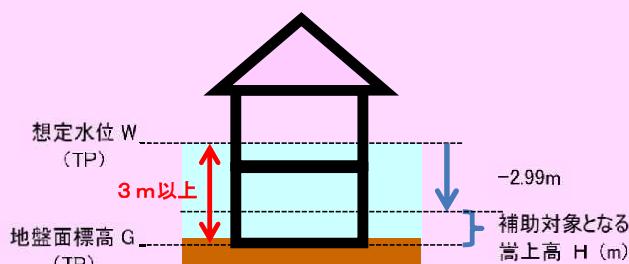
■住まいの安全を確保するためのルール

- ◆逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定水位より下の部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



■宅地嵩上げ浸水対策促進事業

- ◆「浸水警戒区域」内の既存住宅で、安全な逃げ場所がない、もしくは浸水しても耐えられる丈夫さがないお宅には、住宅の改築（建て替え）および増築時に、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成します。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法：土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) 面積：補助する建築物の建物面積の2倍 高さ：想定水位-2.99m-地盤高標高	想定水位および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値